

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2018年(平成30年)2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼松が岡三丁目6742番42地先		5.0	14.7
	932号線	鵜沼松が岡三丁目6742番39地先			
2	鵜沼	本鵜沼一丁目2700番22地先		4.5	20.0
	933号線	本鵜沼一丁目2700番19地先			
3	藤沢	大鋸一丁目76番24地先		4.5	14.5
	762号線	大鋸一丁目76番20地先			
4	明治	城南一丁目1286番2地先		4.0 ~ 4.5	52.0
	509号線	城南一丁目1286番6地先			
5	六会	西俣野字北窪54番3地先		4.5	32.2
	891号線	西俣野字北窪63番1地先			
6	湘南台	湘南台七丁目52番17地先		4.5	22.9
	438号線	湘南台七丁目52番13地先			

提案理由

鶺鴒 9 3 2 号線ほか 5 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。